

## 第 8 次医療計画（在宅医療）策定に向けた対応について

長寿介護課医療・介護連携推進室

令和 5 年 7 月 3 日

## 1 第 8 次医療計画（在宅医療）策定に向けて検討が必要な事項（別紙）

国の在宅医療の体制構築に係る指針において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置づけ、適切な在宅医療の圏域を設定することとなっている。

## 2 県としての方向性

指針及び各県、県内の状況を踏まえ、以下の案を想定している。

在宅医療の圏域	二次医療圏 *地域の实情に応じて弾力的に設定
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	全ての在宅療養支援診療所（110 機関）及び在宅療養支援病院（38 機関）
在宅医療に必要な連携を担う拠点を担う拠点	各圏域の在宅医療介護連携推進協議会またはそれに類似するものの事務局（地域の实情に応じて郡市医師会）

※ 1 九州各県の状況：医療機関及び拠点いずれも概ね上記と同じ扱いの見込み

※ 2 県内では下記のとおり 10 の地域に分かれて、取組を進めている。

二次医療圏	在宅医療介護連携推進協議会
宮崎東諸県	① 宮崎市、綾町、国富町
都城北諸県	② 都城市、三股町
日南串間	③ 日南市 ④ 串間市
西諸	⑤ 小林市、えびの市、高原町
西都児湯	⑥ 西都市、西米良村 ⑦ 高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
日向入郷	⑧ 日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡西臼杵	⑨ 延岡市 ⑩ 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

# 在宅医療の体制について

第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG  
平成30年5月23日

資料  
1改

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

